

令和7年度 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ県内 SA・PA での広告掲出業務
委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和7年度 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ県内 SA・PA での広告掲出業務

2. 委託業務の趣旨・目的

令和7年（2025年）に開催する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会。以下「両大会」という。）について、より多くの県民の目に触れる環境を作り出し、両大会への認知を高め、機運の醸成を加速させることを目的として、県内 SA・PA での広告掲出業務を実施する。

3. 委託業務の実施期間

契約確定の日の翌日から令和7年12月26日（金）まで

4. 委託業務の内容

業務の目的を踏まえ、県内の高速道路 SA・PA において高い広告効果の見込まれる掲出先を複数選定し、以下のとおり広告掲出をすること。

(1) 広告媒体（掲出先）の企画および確保・手配

A) 実施箇所

賤ヶ岳 SA、多賀 SA、土山 SA、大津 SA、草津 PA

B) 広告媒体の企画および選定

SA・PA ごとに、デジタルサイネージ、テーブルステッカー、リーフレットスタンド、ポスター掲出等、往来者の閲覧頻度の高い効果的な広告を企画すること。掲出先の選定は企画をもとに、実行委員会と協議の上、決定する。

C) 広告媒体の掲出

選定した広告媒体について、E)の期間掲出すること。

なお、広報媒体を利用するための掲載枠等の確保、納品等の実施に伴うデザイン審査および掲出に係る手続き・契約・調整・作業等は、委託に含むものとする。

D) 設置・取付、管理・保管、撤去（処分）等

広告の設置・取付、管理・保管、撤去、掲出先（媒体社等）、設置場所の管理者等と綿密な調整を行い、安全かつ適切に行うこと。

広告掲出開始後、掲出媒体及び広告掲出施設等において掲出確認を行い、速やかに掲出後の写真を電子データで提出すること。

E) 広告掲出期間

令和7年5月1日（木）～10月31日（金）

掲載時期や内容等については実行委員会と受託者が協議の上変更する場合がある。

(2) 掲出物のデザイン・制作等

A) デザイン案の作成について

両大会愛称・スローガン、マスコットキャラクター、公式ポスターデザインを効果的に使用して、各広告媒体に適したデザイン案を作成すること。

掲出するデザインは、実行委員会の承認を得た上で、決定する。

B) 掲出物の制作について

決定したデザイン案にて、以下のとおり制作すること。

- ・ 必要に応じて入稿前に色校正を行うため、プリントしたカットサンプルを実行委員会に提出すること。
- ・ 入稿した最終広告データは実行委員会宛に PDF でも提出すること。

5. 業務完了報告書の制作および各種納品物の納入場所

業務終了後、速やかに任意様式により業務の実施内容をまとめた業務完了報告書を提出すること。

(納品場所)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

大津市松本一丁目 2-1

滋賀県大津合同庁舎 5階 滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局内

6. 業務の遂行について

委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき実行委員会と受託者で協議の上、決定する。業務の遂行にあたり、連絡調整者を 1 名以上配置すること。その他、業務にかかる実施体制について体制図にて報告するとともに、実施スケジュールを実行委員会に提出すること。

7. 留意事項

(1) 機密保護・個人情報保護

- ・ 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- ・ 本業務の遂行のために実行委員会が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- ・ 発信する情報の適法性・妥当性の確保や個人情報の保護に留意すること。
- ・ 本業務の実施における個人情報等については、取扱いの重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

- ・ 本業務に従事する者に対して個人情報保護の指導を行うこと。
- ・ 成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む）を実行委員会の許可なく第三者に閲覧複写、貸与または譲渡しないこと。

※この項については、契約期間の終了後または解除後も同様とする。

(2) 著作権の譲渡等

- ・ 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- ・ 委託者は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。また、受託者は、成果物が著作物に該当する場合には、当該成果物の内容を公表する権利を行使しないものとする。
- ・ 委託者は、成果物が著作物に該当する場合は、受託者が承諾したときに限り、すでに受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意しなければならない。また、委託者は成果物が著作物に該当しない場合は、その成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(3) 法令等の遵守

事業者は、本業務の遂行に当たっては「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等の法令を遵守しなければならない。

8. その他

- ・ 「大会マスコットキャラクター」および「大会の愛称・スローガンロゴ」のデザインの電子データ（.png、.ai）については、必要に応じて実行委員会から無償で提供する。
- ・ 本業務を行うにあたり必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。

- ・ 本業務で制作した広告に関する著作権は、実行委員会に帰属するものとし、実行委員会および実行委員会が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作権者人格権は行使しないものとする。
- ・ 受託者が本業務を再委託しようとする場合は、可能な限り、滋賀県内に本店を有する者を検討したうえ、事前に再委託範囲および再委託先を実行委員会に提示し、承諾を得なければならない。また、本業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。
- ・ 受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存すること。
- ・ 当該業務で物品を使用する場合は、可能な限り、滋賀県内の事業所で製造されたものを使用すること。
- ・ 業務の実施にあたっては、JSP0、JPSA および実行委員会が定める諸規定を順守すること。
- ・ その他、委託業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、実行委員会と受託者が協議の上定めることとする。